

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

社会情勢の変化等を踏まえ、県立高等学校の在り方について広く検討を行う場として、滋賀県立高等学校在り方検討委員会を新たに設置するため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県立高等学校在り方検討委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 省略 2 教育委員会の附属機関					本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 省略 2 教育委員会の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
省略					省略				
滋賀県指導 不適切教諭 等認定審査 委員会	省略				滋賀県指導 不適切教諭 等認定審査 委員会	省略			
(新設)					滋賀県立高 等学校在り 方検討委員 会	教育委員会の諮 問に応じて県立 高等学校の在り 方に関する事項 について調査審 議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 保護者である 者 (3) 教育機関の職 員 (4) その他教育委 員会が適当と認	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間

滋賀県特別 支援教育支 援委員会	省略
3 省略	

			める者	
滋賀県特別 支援教育支 援委員会	省略			
3 省略				